

大分県マスコットキャラクター「めじろん」着ぐるみ等貸出要綱

1 目的

大分県マスコットキャラクター「めじろん」の着ぐるみ等（以下「着ぐるみ等」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出機関

着ぐるみ等の貸出しは、大分県広報広聴課及び県各振興局（中部振興局を除く。）が行う。

3 貸出物品

貸し出すことのできる物品は、別表に掲げる物品とする。

4 貸出方法等

- (1) 着ぐるみ等の借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式1）を貸出機関あて提出するものとする。
- (2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受希望者に対して着ぐるみ等を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申込があった場合は先着順とする。
 - ア 大分県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - イ 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - エ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
 - オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき
 - カ 着ぐるみ等を営利目的で使用するおそれのあるとき。ただし、平成28年熊本地震に関する復興支援を目的とする場合は除く。（「復興支援を目的」とは大分県への観光客の誘客や大分県の物産品の販売を目的としたものとする。）
 - キ その他、貸出機関が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。
- (3) 貸出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から着ぐるみ等を直接受け取ることを原則とする。なお、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
- (4) 貸出しに伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。
- (5) 着ぐるみの貸出しは、1行事につき1体とする。

5 貸出期間

貸出期間は、原則として1週間以内とする。

6 貸出料

貸出料は、無料とする。

7 損害賠償

借受者の不注意により着ぐるみ等を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

8 貸出機関の責任

着ぐるみの使用により借受者が受けた被害、又は借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

9 その他

- (1) 借受者は、第三者に転貸してはならない。
- (2) 借受者は、着ぐるみ着用及び使用後の手入れ等については別紙の注意事項により取り扱わなければならない。
- (3) その他事項については貸出機関と協議すること。

10 施行期日

- この要綱は、平成20年12月26日から施行する。
- この要綱は、平成28年5月26日から施行する。
- この要綱は、平成28年9月15日から施行する。

別 表

1 大分県広報広聴課で貸し出す物品

物 品 名	規 格 等	貸出可能数量
めじろん着ぐるみ	本体、ズボン、靴、手袋	4 体
めじろんダンス	めじろんダンスのCD・DVD ※著作権フリーのためダビング可能	2 枚

2 大分県東部振興局、大分県南部振興局、大分県豊肥振興局、大分県西部振興局、大分県北部振興局で貸し出す物品

物 品 名	規 格 等	貸出可能数量
めじろん着ぐるみ	本体、ズボン、靴、手袋	1 体
めじろんダンス	めじろんダンスのCD・DVD ※著作権フリーのためダビング可能	2 枚

3 貸出機関連絡先

機関名	住所	電話番号
大分県 企画振興部広報広聴課	大分市大手町3-1-1 大分県庁本館3階	097-506-2096
大分県東部振興局地域振興部	国東市国東町安国寺786-1 国東総合庁舎内	0978-72-0857
大分県南部振興局地域振興部	佐伯市長島町1-2-1 佐伯総合庁舎内	0972-22-0390
大分県豊肥振興局地域振興部	竹田市大字竹田字山手1501-2 竹田総合庁舎内	0974-63-1291
大分県西部振興局地域振興部	日田市城町1-1-10 日田総合庁舎内	0973-23-5739
大分県北部振興局地域振興部	宇佐市大字法鏡寺235-1 宇佐総合庁舎内	0978-32-1170

様式 1

平成 年 月 日

殿

団体等名

代表者名

印

着ぐるみ等借受申請書

大分県マスコットキャラクター「めじろん」着ぐるみ等貸出要綱に基づき申請します。

目 的		
使用場所		
貸出期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 イベント開催日時 月 日 () ____ : ____ ~ ____ : ____	
申 請 者 (担 当 者)	住 所	〒 _____
	所 属	
	職氏名	
	TEL	
借受アイテム	①めじろん着ぐるみ 体 ②めじろんダンスのCD・DVD 枚	
使用状況 公表の可否	可 否	
備 考		

※収集した個人情報に関しては、上記申請手続き以外の目的では使用しません。

めじろん着ぐるみ着用に関する注意事項

- 1 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボン等の着用をすること。
- 2 着ぐるみの中は、かなり暑くなるため、十分な暑さ対策をすること。
- 3 当日の会場、天候及び体調等を十分に考慮し、無理のない着用をすること。
- 4 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- 5 マスコットのイメージを保つため、着ぐるみ着用時は声を出さないこと。
また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
- 6 着ぐるみを着用すると視界が狭くなるので、安全対策のため、必ず補助者をつけること。
- 7 使用後は、消臭スプレー等を使用し、手袋、ズボンは裏返しにして、風通しのよいところで陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- 8 着ぐるみが型くずれしないよう、置き方には十分注意すること。
- 9 着ぐるみの構造上、165cm以下の方が着用するのがめじろんが可愛らしく見えます。